平成２５年（フ）第５４８号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目５番15―203号
債務者　工藤　淳一
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２９号
名古屋市西区坂井戸町68番地
債務者　村瀬志き子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３８号
堺市西区平岡町92番地12
債務者　林　　升清
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７１号
堺市北区船堂町２丁12番３号
債務者　宮﨑　良子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
堺市中区福田818番地７、前住所堺市北区北花田町４丁106番地12　メゾン花博２―Ｅ
債務者　森田　聡樹
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
堺市美原区北余部西４丁目２番９―201号
債務者　下道　真也
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目18番５号
債務者　吉井　光隆（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
大阪府藤井寺市小山６丁目２番41号
債務者　森川　哲男
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
大阪府藤井寺市小山６丁目２番41号
債務者　森川　美帆
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
堺市北区東浅香山町２―310　シティハイム浅香305号室、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅北町３丁112番地１　グリーンハイツ三国ヶ丘201号
債務者　葛本　敬子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３中百舌鳥公園団地５号棟520号室
債務者　河原加代子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
広島県三次市三次町121番地13
債務者　今谷　雅子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１４号
山形県鶴岡市大塚町12番８―15号
債務者　芳賀　　一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６号
山形県鶴岡市美原町24番22号
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第９５号
埼玉県東松山市元宿２丁目５番地５　コーポ司205
債務者　関本　　力
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０４号
埼玉県熊谷市小島235番地７　グリーンヴィラ203号
債務者　熊谷　理美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１号
千葉県木更津市清見台南１丁目７番17号　清南荘102
債務者　遠藤すみ江
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部